

令和元年第14回大山町教育委員会

招集年月日 令和元年12月25日(水) 午前10時00分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	兎山洋美
4番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言(午前 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定
自午前 時 分 至午前 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案第1号 大山町保育所の副食費の徴収に関する規則の一部を
改正する規則について

日程第4 議案第2号 令和元年度 準要保護児童生徒の認定について

日程第5 議案第3号 令和元年度 準要保護児童生徒の認定の取り消しに
ついて

日程第6 議案第4号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和2年1月 日() 午 時 分

5. 閉会宣言(午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
11月30日	土	テメキュラ市訪問(～12月9日)、庄内保育所生活発表会
12月3日	火	西部就学支援委員会(米子コンベンションセンター)
7日	土	中山みどりの森保育園・大山保育所生活発表会
8日	日	大山町五色百人一首大会(保健福祉センターだいせん)
9日	月	大山町議会12月定例会本会議(諸般の報告、議案の提案理由説明)
10日	火	管理職会議
13日	金	町長部局との小規模保育所についての協議
14日	土	名和さくらの丘保育園・大山きやらぼく保育園生活発表会
15日	日	片木アルミニウム杯青少年育成剣道大会
16日	月	大山町議会12月定例会本会議(～17日:一般質問)
18日	水	森の国伊澤社長寄附金贈呈式、通級入級検討会
19日	木	大山町議会12月定例会本会議(質疑、討論、採決)
20日	金	令和元年度末人事異動に係る校長ヒアリング
21日	土	テメキュラ市訪問報告会(友好館)
24日	火	全小学校2学期終業式
25日	水	全中学校2学期終業式、定例教育委員会、大山町小・中連携学力向上推進事業成果中間報告会
26日	木	子ども子育て会議(保健福祉センターなわ)

今 後 の 予 定

27日	金	仕事納め式、年末・年始休業日(～1月3日)
-----	---	-----------------------

1月3日(金) 大山町成人式(保健福祉センターなわ)

1月5日(日) 消防出初式(名和トレーニングセンター)

議案第1号

大山町保育所の副食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則について

大山町保育所の副食費の徴収に関する規則の一部を次のように改正する。

令和元年12月25日

大山町教育委員会

教育長 鷲見寛幸

大山町保育所の副食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大山町保育所の副食費の徴収に関する規則（令和元年大山町教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 <u>大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年大山町条例第18号。次条第1号において「条例」という。）</u> 第2条第12号に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもであって、次条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。次条第1号において「府令」という。）</u> 第2条第12号に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもであって、次条の規定により徴収の対</p>

の規定により徴収の対象となる副食費に係る食事の提供を受ける者をいう。

(2) (略)

(徴収の対象)

第3条 徴収の対象となる費用は、保育所が児童に対して行う食事の提供に要する費用のうち、副食費であって、次に掲げるものを除いたものとする。

(1) 条例第13条第4項第3号ア及びイに掲げるもの

(2) (略)

象となる副食費に係る食事の提供を受ける者をいう。

(2) (略)

(徴収の対象)

第3条 徴収の対象となる費用は、保育所が児童に対して行う食事の提供に要する費用のうち、副食費であって、次に掲げるものを除いたものとする。

(1) 府令第13条第4項第3号イ及びロに掲げるもの

(2) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

令和元年度 準要保護児童生徒の認定について

令和元年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

令和元年12月25日

大山町教育委員会教育長 鷺見寛幸

1. 令和元年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 人 (詳細別紙) 認定児童生徒数 人

議案第 3 号

令和元年度 準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

令和元年度 準要保護児童生徒認定を次のとおり取り消すものとする。

令和元年 12月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

1. 令和元年度 準要保護児童生徒認定取り消し候補者

(保護者が親族里親となったため)

認定取り消し候補者数 1人(詳細別紙) 認定取り消し児童生徒数 人

議案第 4 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

令和元年12月25日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 1件 (詳細別紙) 認定件数 件